

# 国保 だより

この連載では市の国民健康保険についてお知らせします。

☎ 市民課 ☎ 61-1622

## 来年度(令和8年度)から国民健康保険税の税率・税額が変わります

内訳	所得割		均等割		平等割	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療分	6.10%	6.80%	16,200円	21,000円	16,400円	18,000円
後期高齢者支援分	2.60%	2.70%	7,000円	9,000円	7,000円	7,100円
介護分	1.00%	1.60%	5,400円	14,000円	3,100円	廃止

### なぜ、国保の税率を引き上げなければいけないの？

**理由(その1)** 国民健康保険法の改正(平成30年度)に基づき、熊本県が実施する「保険税水準の統一」により、令和12年度から県内すべての市町村の税率が同じになるため、他の市町村より税率の低い本市は、県平均を目安に段階的に税率を上げていく必要があります。

**理由(その2)** 本市の国保財政における単年度収支は6年連続で赤字が続いており、このままでは基金も底をついてしまうため、単年度の赤字を解消し、国保財政の健全化を行う必要があります。

本市の一人当たり医療費は前回税率改定を行った平成28年度と比較して11万円以上増加しています。被保険者の皆さまには、新たなご負担をお願いすることとなりますが、本市国保財政の状況や、お互いを支え助け合う国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、今後の安定運用に向けた取り組みに協力をお願いします。